生活保護のしおり

生活保護の申請は国民の権利です

このしおりは、生活保護制度のしくみや申請の手続きについて、説明したものです。わからないことやご相談のある方は、お気軽に袖ケ浦市地域福祉課におたずねください。

袖ケ浦市マスコットキャラクター　ガウラ

袖ケ浦市地域福祉課

住所　袖ケ浦市坂戸市場１番地１

電話　０４３８－６２－３１５９（直通）

目　次

1. 生活保護とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

2. 生活保護の申請から決定まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

3. 生活保護費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

4. 生活保護費の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

5. 生活保護費を利用される方の権利と義務・・・・・・・・・・・・・・・5

6. 届け出が必要なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

7. 生活保護費の返還が必要な場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

8. 医療機関にかかりたいときは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

9. 介護サービスを利用したいときは・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

10. 生活保護制度の原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

11. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

１．生活保護とは

（１）生活保護制度の目的

この制度は、日本国憲法第25 条の「国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という考え方に基づいて、国が生活に困っている世帯に対して、その困窮の状況に応じて必要な給付を行い、その最低限度の生活を保障し、その世帯が自分たちで生活ができるよう手助けすることを目的としています。

収入や蓄えがなくなり、生活や入院の費用に困った場合に、国が決めた最低限度の生活ができるよう生活費や医療費などの援助をします。暮らしに困っているときに生活保護を受けることは国民の権利ですから、ためらわずにご相談してください。

（２）申請について

事情があって、ご本人が申請できない場合は扶養義務者、同居親族などが代理で申請することもできます。

ただし、ご本人が急迫した状況にあるときは、福祉事務所が職権で生活保護を適用する場合もあります。なお、生活保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

（３）居住地保護の原則

生活保護は、原則として、現在住んでいる場所（居住地）の自治体で受けることになります。

※住民登録地と異なっていても構いません。

※住まいがない方については、どこの自治体でも相談できます。

（４）世帯単位の原則

生活保護は、原則として、一緒に居住し生計を共にする世帯を単位に実施します。同じ世帯の中で一部の人だけ生活保護を受けることは原則できません。

※居住地保護の原則同様、住民票の上で別世帯であっても、一緒に生活しているのであれば、原則、同じ世帯とみなします。

２．生活保護の申請から決定まで

相談

お困りごとをお聞きし、生活保護制度のしくみや、他の利用できる制度についてご説明します。収入、資産、お住まい、健康状態、親族との交流などをおたずねします。

※来所だけではなく、電話でのご相談も可能です。

申請

生活保護の申請する意思がある方は申請書を提出していただきます。なお、調査のために必要な書類（同意書、収入申告書、資産申告書）、関連する資料（預貯金通帳、給与明細書など）もあわせて提出していただきます。

調査

申請後、以下の調査を行います。

・お住まいの状況や、生活の様子などを把握するための家庭訪問
・預貯金、保険、不動産などの資産調査
・扶養義務者による扶養（仕送りなどの援助）が可能かどうかの調査

※「扶養義務の履行が期待できない」と判断される場合などは、福祉事務所から直接の照会を行わない事とされてます。

・年金、手当等の給付、働いて得た収入などの調査
・働くことが可能かどうかの調査

※保護の決定に必要な調査や指導を拒否すると、申請が却下されることがあります。

決定

調査をもとに、生活保護が必要かどうかを判定します。

その結果、保護が受けられる場合には、「保護決定通知書」、保護が受けられない場合には、「保護申請却下通知書」によりお知らせします。

※申請があった日から原則１４日以内（特別な事情で調査に時間を要した場合には最長で３０日以内）に生活保護の利用ができるかどうかの結果を通知します。

３．生活保護費

最低生活費に比べて、世帯全体の収入額が不足する場合に、その不足する分を保護費として支給します。

※最低生活費・・・それぞれの世帯の状況に応じて、国が決めている保護基準をもとに計算されます。

※収入・・・・・・・働いて得た給料、年金や手当などの制度により支給される金銭、親族からの援助、預貯金、他人からの借金など、世帯の収入全部を合計したもの。

【保護が受けられる場合】

1収入が全くない場合

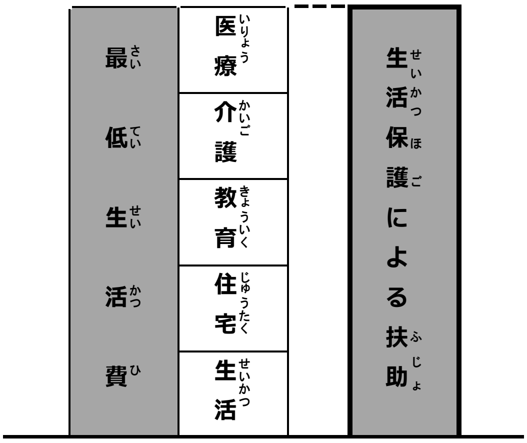

2いくらか収入がある場合

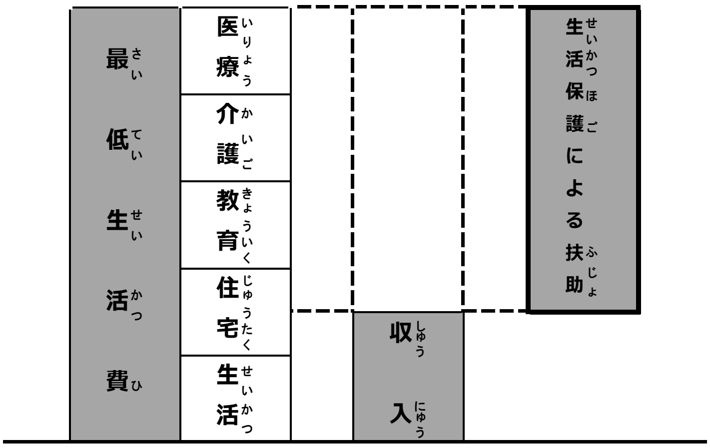

3収入がいくらかあるが医療費の支払いができない場合

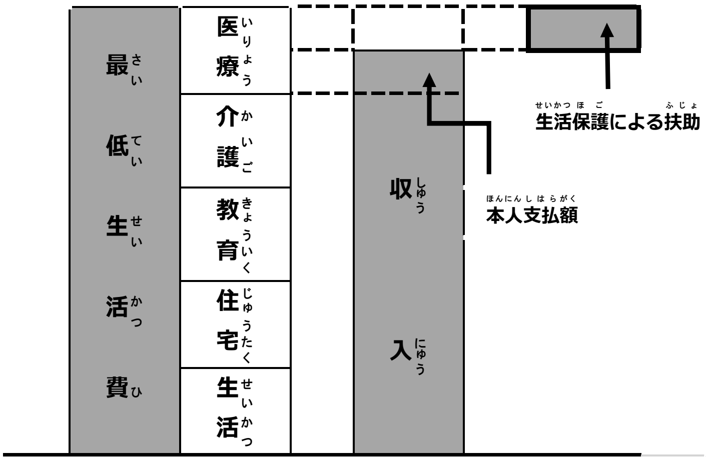

【保護が受けられない場合】

最低生活費を超える収入がある場合

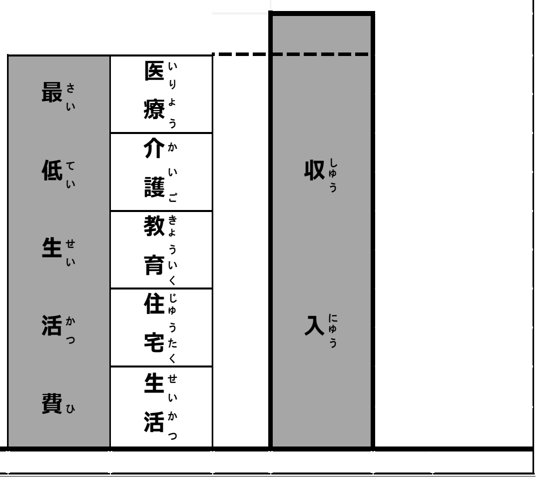

４．生活保護費の種類

生活保護の利用する方は、生活上の必要に応じて、以下の援助を受けることができます。

（１）生活扶助・・・生活に必要な食費や光熱水費などの費用です。
世帯の人数、個人の年齢などから算定されます。

（２）住宅扶助・・・家賃、地代などの費用です。
※共益費、管理費を除く

（３）教育扶助・・・小中学校で必要な学用品代、給食費などの費用です。

（４）介護扶助・・・介護サービスを利用するために必要な費用です。

（５）医療扶助・・・医療機関などにかかるために必要な費用です。

（６）出産扶助・・・出産に要する費用です。

（７）生業扶助・・・技能を身につけたり、仕事につくための費用、高等学校就学に必要な費用です。

（８）葬祭扶助・・・葬祭に要する費用です。

このほか、臨時的な生活の必要に応じて支給する費用として、一時扶助があります。

・被服費・・・・・ふとん、被服、おむつなどの費用です。
・移送費・・・・・通院などのために必要な費用です。
・家具什器費・・・必要な家具、炊事用具などの費用です。
（支給対象品目は決まっています。）
・治療材料費・・・メガネ、ストマ用装具、コルセットなどの費用です。
など

※事前の申請が原則で、見積書や領収書などの書類が必要となります。

※支給には一定の要件や限度額があり、すべて支給されるとは限りません。

必ず事前に地区担当員（ケースワーカー）にご相談ください。

５．生活保護を利用する方の権利と義務

生活保護を利用する方は、次のような権利が保障されます。

（１）正当な理由がなければ、すでに決定された生活保護を止めたり、変更されることはありません。

（２）生活保護により支給されたお金に対して、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。

（３）生活保護の変更、停止、廃止などは文書でお知らせしますが、決定の内容に不服があるときは、その結果を知った日の翌日から起算して、３か月以内に、千葉県知事に対して不服の申し立てをすることができます。

生活保護を利用する方は、生活の維持や自立した生活が送れるようになるために次のような義務があります。

（１）働ける方は、能力に応じて働いてください。

（２）病気のため働けない方は、医師の指示に従って治療し、一日も早く治し、働けるように努めてください。

（３）きちんとした生活を送り、健康の維持・増進に努めてください。

（４）生活保護で支給されたお金はきちんと管理し、より良い生活ができるよう努めてください。

（５）収入・支出・その他生活状況が変わったときは、必ず福祉事務所に報告してください。

（６）福祉事務所から、上記の義務や正しく生活保護を利用するために必要な指示・指導を受けたときには、これを守らなければなりません。

６．届け出が必要なもの

生活状況に変化があったときは、保護費を調整する必要があるため、必ず報告してください。

（１）世帯状況に変化があったとき

・住所が変わるとき（転居などについては必ず事前に相談してください。）

・家族に変化があったとき

（出生・死亡・転入転出・入退学・卒業・入退院・事故・結婚など）

・就職や離職をしたとき

・健康保険の資格を取得や喪失したとき

・帰省などで家を長期間留守にするとき

・生命保険などの加入、解約、名義変更したとき

・家賃・地代が変更されるとき

・その他、生活状況に変化があったとき

（２）収入に変化があったとき

・毎月の給与を受け取ったとき、また、賞与収入があったとき

・年金などの公的手当を受け取ったとき

・生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき

・債務整理（個人の借金を整理すること）による過払金があったとき

・不動産などの資産の売却益があったとき

・相続、養育費、仕送りなどの収入があったとき

※記載したものは一部の例なので、<u>収入があった場合は必ず報告してください。また、収入がない場合や変動がない場合でも、定期的に送付する収入申告書にて報告してください。</u>

７．生活保護費の返還が必要な場合

次のような場合には、すでに支給された保護費を福祉事務所へすみやかに返す必要があります。

（１）保護費の支給した後に生活状況に変更があった場合

世帯員の減少、入院、収入の増加があったときには保護費が少なくなりますが、変更の処理が間に合わないと変更前の金額が支給されることがあります。この場合多く受け取った保護費を返していただきます。

（２）活用できる資産等がありながら保護を受けた場合

資産等がすぐに処分できなかったために保護を受けて、あとから現金化されたときは、すでに支給された保護費を返していただきます。

次のような場合には届け出てください。

・保護を開始するとき、現金にできなかった資産（土地、家屋、貴金属、有価証券等）を受給後に売却して現金を受け取った場合
・保険の解約返戻金や給付金（満期・特約）等を受け取った場合
・年金や手当等で過去に支給されていなかった分をまとめて受け取った場合
・交通事故等による保険金、補償金、示談金（慰謝料）を受け取った場合
・財産を相続した場合
・その他、様々な理由で処分されていなかった資産を現金化して収入を得た場合

（３）不正に保護を受けた場合

届け出を故意に怠ったり、あるいは偽りの申告をして不正に保護費を受け取った、あるいは他人に受け取らせた場合には支給された保護費を徴収します。

なお、福祉事務所では働いて得た収入や年金等の収入が正しく申告されているか定期的な課税調査等を行い、保護を受けている世帯員全員の収入状況を確認しています。

８．医療機関にかかりたいときは

生活保護受給中は国民健康保険、後期高齢者医療が使用できません。保険証は生活保護の申請時にお預かりし、代わりに診療委託書で受診します。

ただし、生活保護の開始が決定するまでは診療委託書をお渡しできませんので、申請中の旨を医療機関に伝えてください。

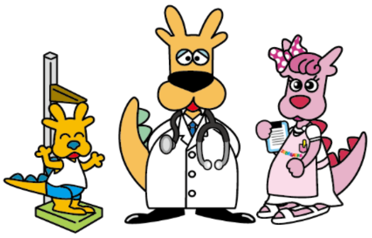

・診療委託書は月毎、医療機関毎に提出してください。
・病状により診療委託書を取りに来られないときは、地区担当員（ケースワーカー）に連絡してください。
・会社などの健康保険証があるときは、引き続き使用できますので、診療委託書とあわせて病院の窓口で提示してください。
（地区担当員（ケースワーカー）に保険証を提示してください。）
・医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を認めている場合は、原則として、後発医薬品を使用することになります。
・急な病気で、夜間や休日あるいは救急の受診で福祉事務所へ連絡できないときは、医療機関に生活保護を利用していることを伝えてください。次の開庁日にすみやかに地区担当員（ケースワーカー）に連絡してください。
・原則として、できるだけ近隣の医療機関を受診してください。
・原則として、同一の疾病については、一つの医療機関を受診してください。

９．介護サービスを利用したいときは

日常生活を送る上で何らかの介助が必要になったときは、地区担当員（ケースワーカー）に相談してください。

（１）介護サービスを利用できる方

「介護保険の被保険者（６５歳以上の方など）」と「特定の病気にかかっている４０歳から６４歳までの方（医療保険に未加入の方）」で、寝たきりや身体が不自由なため、食事、入浴、排泄、身じたくなどに介護の必要な方です。

（２）サービスの利用方法

介護が必要かどうかの審査を受けるために申請を行います。申請をすると、体の状態を調べるための調査等を行います。その調査結果などを参考にして審査会で要介護区分が決まり、区分に応じた介護サービスが受けられます。

10. 生活保護制度の原則

生活保護制度は、世帯員全員が、その利用しうる資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提です。

（１）能力の活用について

働くことができる方は、その能力に応じて働く必要があります。働いていただく年齢は、おおむね６５歳までです。病気やけがなどで働くことができない方には、病院を受診し、治療に専念してください。

（２）資産の活用について

資産（土地・家屋・自動車・貴金属・預貯金・生命保険など）で、保有が認められないと判断されたものは、売却などの処分をして生活費に充てていただきます。

（３）扶養義務について

親、子、兄弟姉妹などから、仕送りや養育費などの援助を受けることができる場合は、生活保護に優先して活用していただきます。

ただし、扶養義務者がいるということで、生活保護を受けることができないというものではありません。扶養義務者に援助の可能性について照会を行うことがありますが、それぞれの事情により「扶養義務の履行が期待できない」と判断される場合などは、基本的に福祉事務所からの直接の照会は行わないこととされています。

（４）他法・他施策の活用について

年金や各種手当など、生活保護以外の制度で利用できるものがある場合は、手続きを進めていただきます。

11. その他

・生活保護法は、日本国民を対象としています。
ただし、在留資格などの要件を満たす外国籍の方に対しては、生活保護に準ずる取扱いをします。

・暴力団員は生活保護法が定める「保護の要件」を満たさないものとして、生活保護の受給は認められません。

・原則として、自動車の保有および使用は認められていません。

・税金、国民年金保険料、ＮＨＫの放送受信料などは、定められた手続きをすれば、軽減または免除される場合がありますので、地区担当員（ケースワーカー）と相談してください。

・就労収入や年金などが増えたり、生活保護を利用する方が亡くなった場合は生活保護の利用が終了します。生活保護の利用が終了した方は、国民健康保険の加入などの各種手続きを行う必要があります。

生活保護制度は、その他様々な決め事がありますが、すべてをこの「しおり」で説明することはできません。生活保護の受給中は、定期的な家庭訪問などにより生活の様子や健康状態などについてお聞きします。生活をするうえで困ったことや分からないことがあるときには、遠慮なく地区担当員（ケースワーカー）へご相談ください。